キャンプ座間に関する協議会第3回代表幹事会 (ま と め)

- 1 日 時 平成23年1月28日(金)1030~1130
- 2 場 所 防衛省 A 棟 1 1 階 第一省議室
- 3 出席者
 - (1) 防衛省

井上地方協力局長、深山南関東防衛局長、平栗陸上幕僚監部施設課長

- (2)座間市
 - 遠藤市長、長谷川市議会議長、渡辺市基地返還促進等市民連絡協議会副会長
- (3)神奈川県 古尾谷副知事

4 会議の概要

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ① キャンプ座間に関する協議会運営要領の改正 平成22年4月の神奈川県の組織再編に伴うキャンプ座間に関する協議会 運営要領の改正案について協議を行い、改正案どおり改正することとした(別 紙1)。
 - ② 第4回から第8回までの幹事会での協議内容の報告 第4回から第8回までの幹事会での協議内容を報告した(別紙2)。
 - ③ 負担軽減策の具体化

防衛省から、昨年12月に開催された第8回幹事会において、座間市の利用構想をお預かりし確認させていただいたこと、また、この中で陸自家族宿舎建設について位置づけていただき、ご理解をいただいたことについて、謝意が示された。

また、座間市から求められた「更なる負担軽減策」について、「返還候補地は、かなり起伏が激しい土地であり、宿舎建設区域のみならず、返還候補地全体の土の切り盛り等を考慮した中で造成を行うこととしたい。これにより、座間市の財政的負担の軽減に資することができると思う。」との説明を行った。

これに対し、座間市から、「只今の造成工事については、隣接する大坂台 公園及び市民体育館の例から市が施工する場合は約2~3億円程度の費用を 要するものと想定され、市にとっても大きな意味を持つ財政負担の軽減策であると受け止めているので、対応いただきたい。」との発言があった。

更に、座間市から、「具体的な造成工事を含めて、今回の返還に係わるスケジュールは、どのようになっているのか。」、「陸上自衛隊家族宿舎の規模と棟数などの具体的内容が示されるのは、いつごろになるのか。」との発言があった。

これに対し、防衛省から、「返還については、今後、陸自と座間市の跡地利用構想を踏まえて、米側と調整する必要がある。米側との調整においては、日本側からの提案、米側における検討、米側からの条件提示等を経て、日米合同委員会において基本合意を行い、その後、仮に条件工事等があれば当該条件工事等も必要になる。したがって、返還のスケジュールについて、現時点で確たることは申し上げられないが、防衛省としても陸自家族宿舎の建設を急ぎたいと考えていることもあるので、できるだけ短い期間で日米合同委員会において返還に関する基本合意を行うよう努力する。」、「宿舎については、約2%の敷地に約250戸を建設させていただきたいと考えている。しかし、宿舎の規模や棟数などについては、設計を行う必要があり、現時点で具体的内容を示すことは困難であるので、設計を実施後、具体的にお示ししたい。」との説明があった。

また、座間市から、「病院誘致を位置づけた利用構想の実現に向けて、今後ともご協力いただきたい。」との発言があった。

これに対し、防衛省から、「財務省においては、「新成長戦略における国有財産の有効活用」の枠組みを病院にも適用できる通達改正を昨年12月に行ったところであるが、防衛省としては、引き続き、返還国有財産の座間市利用に当たり、積極的に協力していく。」との発言があった。

以上の協議、意見交換の上、座間市から提示された利用構想に基づき、チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地利用を進めていくことで本協議会として意見が一致した。

続いて防衛省から、「今後は、座間市から提示された利用構想を基本として、防衛省と在日米軍との間で具体的な返還に係る調整を行い、陸上自衛隊の家族宿舎の建設に関し設計を実施し、さらにその後、造成工事に入りたいと考えているので、ご理解願いたい。また、防衛省と座間市と財務省との間で返還後の土地の処分に係る調整についても合わせて実施していきたいと考えている。」との説明があった。

これに対し、座間市から、「一連の協議の中で国の誠意ある対応を評価し

ているところであり、特に、昨年12月に財務省が「新成長戦略における国有地の有効活用」の新たな枠組みとして、病院用地の転貸を可能とする通達を出していただいたことに大変感謝している。」、「今後とも国として積極的な協力をいただくとともに、具体的な造成工事や建設工事に着手する際は、市と良く協議、調整していただきたい。」との発言があった。

これに対し、防衛省から、「今後、具体的な造成工事に着手する際には、 座間市と十分に協議、調整させていただく。」、「返還国有財産の座間市利 用に当たり、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく措置を 含め、積極的に協力していく。」との説明があった。

更に、座間市から、「返還候補地の利用構想については、ここで意見の一致を見たが、キャンプ座間においては、水道施設の返還等の課題も残っており、今後とも、それらの課題の解決に向けて努力いただきたい。」、「さらには、基地が存在することによる座間市及び座間市民の負担軽減策についても引き続き検討いただきたい。」との発言があった。

これに対し、防衛省から、「キャンプ座間においては、さまざまな課題があることは承知しており、これら課題も含め、座間市及び座間市民の負担軽減策について、幹事会等の場で、引き続き協議をしてまいりたい。」との発言があった。

(3) 閉会

以上

キャンプ座間に関する協議会運営要領の改正案

| 新 | | | IΒ | | |
|-----------|-------|----------------------------|-----------|-----|------------------------|
| 別表(第2条関係) | | | 別表(第2条関係) | | |
| 1 (略) | | | 1 (略) | | |
| 2 オブザーバー | | | 2 オブザーバー | | |
| | 区分 | 職名 | | 区分 | 職名 |
| | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| | 幹 事 会 | 神 奈 川 県 <u>基 地 対 策 部 長</u> | | 幹事会 | 神 奈 川 県 <u>総 務 部 長</u> |
| | | | | | |

平成23年1月28日 キャンプ座間に関する協議会幹事会

第4~8回の幹事会における協議内容(報告)

第4回幹事会(平成21年10月28日)

- ・ 座間市から、チャペル・ヒル住宅地区の1.1 気及び追加的な返還地について、具体的に示すよう要望があったことから、南関東防衛局から、あくまで日米間で検討の過程を踏まえた考え得る最大の「返還候補地」案ではあるが、その概要を説明しました。
- ・ また、南関東防衛局から、既存の第4施設群の隊員と平成24年度までにキャンプ座間に移転する陸自中央即応集団司令部等に関係する隊員の家族宿舎(約250戸から300戸程度、約2.3 24程度)をチャペル・ヒル住宅地区の追加的返還候補地に建設を計画している旨を説明しました。
- ・ 併せて、南関東防衛局から、陸自家族宿舎整備を含めて 返還候補地全体(1.1 %)+約4.3%)の跡地利用検討 の資とするとともに、返還候補地の状況把握のため、返還 候補地全体の調査、測量を実施したい旨を説明しました。

第5回幹事会(平成21年12月22日)

- ・ 南関東防衛局から改めて返還候補地全体(5.4%)の 調査、測量を実施させていただきたい旨の申し出があり、 座間市からは、国が調査、測量を実施することについて説 明を伺い理解するとの発言がありました。
- ・ 座間市から、「返還候補地を市民の負担軽減のために活 用させていただく際に、市の負担が極小になるような方策

を一緒に考えていただけないか。」、「返還候補地に国として市民が利用できる施設を考えていただけないか。」、「家族宿舎の大まかな位置を次回の幹事会で示していただけないか。」との要望がありました。

・ これらに対して、南関東防衛局から、「次回幹事会まで にどのような対応が可能か検討させていただきたい。」と の説明を行いました。

第6回幹事会(平成22年4月28日)

- ・ 第5回幹事会における座間市の要望を受け、南関東防衛局から、現在実施中の調査、測量の結果によって今後修正の可能性はあるが、現時点で防衛省として検討している陸自家族宿舎の位置案の説明がありました。
- ・ これに対して、座間市から、「県道沿いの平坦な部分について一定の配慮をしていただいたと思うが、県道沿いの部分は、座間市及び市民にとってもその有効利用を図りたい用地であり、宿舎用地によって1.1 %返還地と約4.3 %の追加的返還候補地が分断されている形になっていることから、負担軽減の観点から更に宿舎用地の位置・範囲について検討していただきたい。」、「その際には、1.1 %の返還地を含めた中で宿舎の位置を検討していただきたい。」との要望がありました。
- ・ 座間市からの提案に対し、南関東防衛局からは、持ち帰 り検討する旨の回答がありました。
- ・ また、第5回幹事会における座間市の負担軽減や跡地利 用に関する座間市の要望に関し、南関東防衛局から「返還 候補地の利用に関するご要望については、座間市の検討状 況も踏まえながら、現行制度の中で出来る限りの方策を検 討してまいりたい。」と回答がありました。

第7回幹事会(平成22年10月14日)

・ 第6回幹事会において、座間市から陸自家族宿舎の位置変更や宿舎の面積・戸数の削減について、要望があったことを踏まえ、南関東防衛局から、返還候補地の分断の解消、1.1 %返還地の一部の利用、宿舎の面積及び戸数を「約250~300 戸程度、約2.3 %程度」から「約250戸、約2%」と最小限にする見直し案の説明がありました。

また、宿舎の進入路について、座間市の負担軽減の観点から改めて検討した結果、返還候補地境界に沿った形で、防衛省において、宿舎の進入路を整備する案としたとの説明がありました。

- ・ 更に、南関東防衛局から、返還候補地の調査、測量結果について、「整理でき次第、座間市に提供したい」、市の負担の極小化について、「座間市の負担を極小にできるよう、跡地利用計画の検討状況を踏まえ、積極的に支援していきたい」また「現行制度においては、道路等の特定の場合を除き、用地の譲与又は無償貸付は困難である」との説明がありました。
- ・ 南関東防衛局から「以上説明した防衛省の検討状況及び 陸自宿舎の建設計画を踏まえ、座間市として、返還候補地 5.4 紀全体の利用構想を検討の上、次回の幹事会におい て提案いただきたい」との要望があり、座間市から「市と しての考え方をまとめるための時間をいただきたい」との 回答がありました。

第8回幹事会(平成22年12月21日)

・ 第7回幹事会において、南関東防衛局から、座間市の跡地利用構想の提案を要望したことを受け、座間市から、「座間市として、「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用構想」(付紙)のとおり決定した。この

利用構想のコンセプトを「スポーツと健康の森」とし、既存の市民体育館と大坂台公園との一体性を持った活用を意図したところであり、具体的には、病院、公園とともに、陸自家族宿舎を位置づけ、返還跡地を大きく三つのゾーン(病院誘致ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーン)に区分し土地利用の方針を定めた。」との説明がありました。

・ 南関東防衛局から、利用構想を提案いただいたこと、この中で陸自家族宿舎の建設を位置づけていただいたことについて、謝意が示されました。

また、南関東防衛局から、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンの利用の考え方として、昨年12月の第5回幹事会において、宿舎については、10階程度の建物を2棟整備する予定である旨説明したが、座間市のご要望を受け止め、約2.3 3 4 程度から約2 4 に変更したことや1.1 4 の一部を利用することとなったことから、改めて設計を行う必要があり、現時点で階数や棟数について、確たることは申し上げられないこと、宿舎ゾーンには、宿舎入居者のための駐車場の整備を予定していること等について説明がありました。

・ 座間市から「本利用構想の実現に当たって、市の財政負担を極小にするとの観点から、防衛省にご協力いただきたい。」との発言がありました。

これに対し、南関東防衛局から「返還国有財産の利用に当たって、市民の負担軽減が行えるよう、防衛省から財務省へ働き掛けを行い、必要な調整について協力を行ってきた。」、「財務省においては、「新成長戦略における国有財産の有効活用」の枠組みを病院にも適用できる新たな通達が発出されると承知しており、座間市が返還候補地に病院を誘致するに当たり、この枠組みが活用できるのではな

いかと考えている。」、「キャンプ座間の一部返還跡地に係る利用構想等について、財務省、座間市、防衛省との間で協議、検討、意見交換を行うことを目的とする「キャンプ座間返還予定財産に関する調査・協議会」を11月末に設置したところであり、防衛省としても、引き続き、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく措置を含め、返還国有財産の座間市利用に当たり、積極的に協力していく考えである。」との説明がありました。

- ・ 座間市からは、「病院誘致の実現に向けて、財務省から 発出される通達の枠組みを是非とも活用したい。」との発 言がありました。
- 座間市から、「防衛省から説明いただいた負担軽減策に加え、「更なる負担軽減策」を示して欲しい。」との発言に対して、南関東防衛局から「検討したい。」との説明がありました。

また、南関東防衛局から、「防衛省としては、座間市の利用構想をお預かりし、確認させて頂くとともに、更なる負担軽減策を検討する時間をいただきたい。」との説明がありました。